

第9回大津地方裁判所委員会議事録

1 日時

平成19年2月19日(月)午後2時～午後4時30分

2 場所

大津地方裁判所小会議室

3 出席者

(委員)五十音順・敬称略

小野寺亮也, 片浦正和, 加納幹夫, 桐山郁雄, 濱田實穂, 堀田知子, 湯川哲嗣

(事務担当者)

東薫, 谷川佳史, 竹口智之, 村田政邦(他に模擬裁判員裁判の説明のため山田哲也裁判官が出席)

4 議事

(1) 委員の異動等の報告

総務課長から, 4号委員である大谷禎男委員が平成18年12月15日付けで東京高等裁判所に転出し, その後任として平成19年1月1日付けで大津地方裁判所長の湯川哲嗣委員が任命された旨, 報告があった。(任期は2年)

なお, 委員長不在であるので, 本日の委員会の進行は委員長代理が進めるべきところ, 委員長代理も欠席であり, 冒頭の進行については事務局で担当することを報告

(2) 新任委員の自己紹介

(3) 委員長選任

規則6条により委員の互選により, 全員の意見として大津地方裁判所長である湯川哲嗣委員を委員長に選任

(4) 意見交換

テーマ「裁判員制度について」

発言要旨は別紙のとおり

(5) 次回の開催日程

裁判員裁判用の法廷を備えた増築棟が平成19年7月下旬に完成予定であるので, 見学会を兼ねて委員会を開催することとした。期日については, 後日調整予定

(別紙)

発言要旨(テーマ「裁判員制度について」)

(委員長, 委員, 事務担当者)

(社会環境の整備)

今回のテーマは、前回に引き続き裁判員制度についてですが、前回の議事内容の再確認と前回以降の裁判員制度に関する新聞報道などを、事務局から紹介いたします。

(事務局から前回の議事概要の紹介後、それ以降の広報活動や新聞報道について報告)

前回の委員会の流れを受けて、国民の皆様幅広く参加していただくための社会環境の整備と、裁判員として裁判に参加することへの不安感、負担感をどうすれば軽減できるかについて、意見交換をお願いします。その前に、前回以降の天津地裁における社会環境の整備に向けての取組を、事務局から報告いたします。

(事務局から、地方自治体への働きかけ、経営者団体及び主要企業への働きかけ等を説明)

社会環境の整備はいろいろな切り口がありますが、企業への働きかけ、自治体への働きかけなどを含めて、今後どのようにしていけばよいか、裁判員として参加するための休暇制度もどうすれば利用できるかといったことも合わせて自由に御発言をしていただけますか。

大手の事業者や公務員の場合は広報もしやすいし理解を得ることができやすいが、中小零細の事業主の方に対してどのように有効な広報をしていくかが重要ではないでしょうか。

介護や育児の必要な家族を抱えている場合は、裁判所の近くに預ける施設があれば安心だと思います。

休暇についても国や地方自治体の支援がきちっとしていないと、なかなか取りづらいでしょうね。休暇支援を法律や条例で決めてもらうといいと思います。

支援という意味では、介護にかかる費用とか休業補償なども考えていく必要もあるのでしょうか。

実際には具体的な条件をどのようにかなえていくかとなると、かなり難しい問題ですね。

一般の人に裁判員として裁判に参加することの意義を、企業を通じてだけでなく全家庭に知らせていくことも必要と思います。自治会の回覧で裁判員制度の広報関係のものは見たことがない。自治会への積極的な広報も必要ではないですか。

その場合は、自治会にも連合会組織があるので、連合会を通じて広報の依頼をすれば全戸に配布してもらえらると思います。

介護とか育児とかのサービスの在り方について、各地方公共団体にばらつきがあるのはよくない。最高裁判所でも県や市の保育所がどのような条件で預かってくれるか調査もしていて、ばらつきのないように配慮しようと努めています。

選挙については、国民の義務とみんなが思っているが、裁判員制度については関わっ

たことがないので実感を伴わない。必要性はいろいろ書いてあるが、裁判員になる不安、人を裁く不安など、気が重い。できれば逃げたくなる思いがあるのではないか。

(不安感、負担感の軽減方法について)

不安感の軽減という意味からも、裁判員の役割を十分理解していただくため、手続を分かりやすく説明したパンフレットの配布や説明会等の積極的な広報をしていくことが必要です。とりわけ裁判員の役割を模擬裁判により経験していただいた方が、その経験をたくさんの方に話していただけるとありがたいです。1月に大津地裁において、検察庁、弁護士会、裁判所の法曹三者が3日間連続して一般の方が裁判員として参加した本格的な裁判員模擬裁判を実施しました。不安感の軽減についての意見交換の参考になると思われますので、模擬裁判を担当した刑事部の裁判官から報告をしてもらいます。

(山田裁判官から模擬裁判についての結果報告)

今の報告を聞いていると、裁判員の年齢構成や職業構成がうまくバランスがとれていますが、実際にも調整されるのでしょうか。

実際は、年齢を分けるとかの配慮はしないので、模擬裁判のようにバランスはとれないでしょう。

私も、模擬裁判の裁判員として参加しましたが、緊張していたせいかあまり不安感はありませんでした。それより、長時間じっと座るという経験はあまりないので、その方がつらかった。

不安感、負担感を軽減する取組は、模擬裁判以外にも考えられますが、弁護士会での取組はどうでしょうか。

具体的にはありませんが、法教育が重要だということが弁護士の中で共通の認識になりつつあります。個別的知識ではなく、司法に対してどういう考え方で取り組んでいくのかということをも身につけていただくことが抵抗感をなくしていくことになると考えています。ただ、時間がかかるので、2年先の裁判員制度に対する対応となると難しい問題です。

将来を見越していうと、今の学生に対する法教育の必要性ということですかね。

職場における法教育もあるかと思えます。

不安を感じない人はいないので、決まった以上は裁判員にならざるを得ないというのが一般の人の思いで、どんなに法教育をしても不安感が零になることはない。考えられる方法は全て挑戦してもらいたいですが、反対に、不安感が何もなくて裁判員として参加する人がいれば、かえって不安である。

実際に裁判員制度が動き出して、皆が実際の感覚を共有することによって初めて浸透していくのではないのでしょうか。

その他の御意見があればいかがでしょうか。

人を裁くことへの不安感、緊張感の軽減策の一つとして、家族同伴で来て、休憩時間に出会えるような設備・環境を作ってもらえれば、緊張した気分を和らげることがで

きると思います。

模擬裁判の取組を，もっと多くの人に知ってもらえるような広報の仕方を考えてみてはいかがでしょうか。

あと2年で裁判員制度が実際に始まりますので，これからメディアでもどんどん採り上げていく機会が増えていくだろうと思います。その中で国民の知りたいという欲求が高まってくるのではないかと考えています。

非常に参考になる御意見をいただき，裁判所として何ができるかということをも更にご検討していきたいと思っております。